

第1回米沢市立小・中学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和5年9月25日（月）18時30分～20時00分

2 場 所 置賜総合文化センター 203研修室

3 出席者 (1) 委員 15名

(2) 事務局 教育管理部長 森谷 幸彦

教育指導部長 山口 玲子

学校教育課 適正規模・適正配置推進主幹 森谷 純

学校教育課 適正規模・適正配置推進室長 柴倉 和典

学校教育課 学事主査 佐藤 多恵子

学校教育課 主事 渡邊 亮

4 内 容

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 自己紹介

(4) 会長及び副会長の選出

(5) 諮問

(6) 協議

①審議会の進め方について

②米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画について

③通学区域の変更について

④通学区域の変更にもなう特例措置について

⑤諮問内容に関する検討

(7) その他

(8) 閉会

(4) 会長及び副会長の選出

委員の互選により石崎毅委員が会長に選出された。また、会長から副会長に村山順一委員が指名され選任された。

(5) 諮問

土屋宏教育長から石崎毅会長に諮問書が手渡された。

(6) 協議

(会 長) 初めに、(1) 審議会の進め方について、説明をお願いします。

《 事務局から説明 》

(会 長) (1) につきまして、何か質問等が有りましたらお願いします。

《 質問等なし 》

(会 長) それでは(2)の説明をお願いします。

《 事務局から説明 》

(会 長) (2)につきまして、何か質問や意見等がありましたらお願いします。

《 質問等なし 》

(会 長) それでは(3)について、お願いします。

《 事務局から説明 》

(会 長) (3)につきまして、何か質問や意見等がありましたらお願いします。

(委 員) 興譲小学校も今は一中、二中、四中に分かれて進学しているものを、すべて一中に進学させるということは、おおむね理解しました。ただし、計画が策定されてから5年が経ちまして、第二中学校が新しく建つこともわかり、それから7月には熱中症による痛ましい事故もありまして、皆様からいくつかお声をいただいております。学区が変更されことにより、現在よりも通学距離が遠くなるといったケースも考えられると思いますが、こういうことに対する特例措置はあるのでしょうか。

(会 長) 事務局お願いします。

(事務局) この度の通学区区域の変更に伴う特例措置として予定しているのは、兄弟姉妹がいらっしゃるケースになります。令和8年度に学区が変更になると、その前に今の通学区区域で中学校に進学された兄姉と、令和8年度以降に進学する弟妹が、基本的には違う中学校に進むこととなります。そういった場合に、同じ中学校に進むことができるように特例措置を講じる予定です。特例措置として考えているのはその点のみになります。ただ今ご意見のありました距離に応じて選択できるといった特例については、今回の通学区区域の変更にもなうものとしては考えていないところです。

(委 員) 現在の中学校の通学方法について、各中学校で、徒歩であったり自転車であったりと、認められる範囲が違うと思うのですが、仮に新しい中学校区になりますと興譲小学校はすべて第一中学校です。この場合は自転車通学を認めていただけるのかどうかお伺いします。

(会 長) 事務局お願いします。

(事務局) 基本的に学区が変更になる、また、学校が統合することによって、それぞれの学校の学区が変わりますので、その新しい学区において、どのような通学方法が最も望ましいのかという検討はさせていただく予定です。今現在、一中、二中、四中につきましては、一定の基準で自転車通学が認められておりますが、そういった基準についても学区の広がりに合わせて検討する予定です。

(委 員) 保護者から、中学校の学区再編に合わせ、自転車通学もセットで検討していただくことができないかとの声が出ています。そういった不安の声もありまして、遠くなることについて、ある程度、この時には自転車通学も可能ですよということをお示ししていただければと思います。特に興譲小学校は遠くなったり近くなったりと様々な考え方がある中での学区変更ですので、そこは慎重にご検討をいただきたい

と思っております。なお、先ほど申しあげました学区変更に伴って通学距離が遠くなるので近いところに行かせられないかという声も一定以上あるものですから、ご検討いただけないかということで申しあげました。この場での結論ではなくても、慎重に決定していただきたいということでお願いします。

(会 長) 確認ですが、二中よりも一中だと遠くなる地域の方々から、小中一貫のことは理解を示されつつも、特例措置で二中に行かせて欲しいというご意見が出されてるという理解でよろしいでしょうか。

(委 員) 親御さんの中には、二中は新しくなるので、せっかくだから新しい学校に通わせたいという方もいらっしゃいます。一中の歴史と伝統は分かりつつも、今の学区だと二中の方が近くて、新しくなる学校で学ばせたいという親御さんもいらっしゃいます。

(会 長) さらに、その遠くなったということで自転車等の通学方法について検討して欲しいというような要望を出されたということで理解してよろしいでしょうか。

そうしますと、諮問内容につきまして、本質的な説明が事務局からなされて、委員の方からご意見も出されたところですが、この諮問内容の通学区域をこのように、小中一貫のシステムを構築するために、若干遠くになってしまう生徒もいるけれども、このような形で学区編成して良いということには、皆様同意していただけるということでよろしいでしょうか。

(委 員) 今まででも、例えば興譲小学校ですと、一中と二中それから四中には、遠くでも行ったりしています。そういう過去からの経緯もありますので、ここは教育委員会の方で一小一中という政策でやっていくということですから、その辺は少し考えを広くしてやっていった方がいいのではないかと思います。

(会 長) そうすると、諮問内容には同意いただけるということでよろしいですか。

それでは、委員のみなさんが諮問内容については同意いただけたということで確認させていただきました。最終的に答申という形で意見書を出すわけですが、これを踏まえた上で、もし配慮できる点があれば、こんなこともあるかもしれませんというような形で話し合いを進めていきたいと思えます。

(会 長) それでは(4)についてお願いいたします。

《 事務局から説明 》

(会 長) 今の(4)につきまして何か質問等ありましたらお願いします。

(委 員) 2点あるのですが、特例措置は保護者からの申請があった場合とありますが、学校から申請を促すことはないのでしょうか。もう1点は、例えば、下の子が一中に進学するタイミングで、先に二中や四中に進学していた兄弟が一中に移動したいといった場合は、別の形で特例を用意するということはありませんか。また、二中の建替えをしてる間だけ一中に通い、新しい校舎になったらまた戻るといった考えがあってもいいのでしょうか。

(事務局) 最初の質問についてですが、該当する学年の組合せのご家庭がいるのか否かにつ

いては、今後、南部小学校、興譲小学校それぞれに確認を取りながら、対象となる家庭がある場合には、教育委員会から特例措置があるということを個別にお知らせしたいと考えています。その上で、選択されるか否かを決めていただければと考えています。

2つ目の質問についてですが、今回、変更前の通学区域と変更後の通学区域に関して、この基本線は動かさないこととなります。通学区域の変更に関係のない方々もたくさんいらっしゃいます。そういった方も含めて、通学区域が変わる場合には、兄姉が下のお子さんに先んじて弟妹と同じ中学校に変更するというケースと、通学区域が変わる前に中学校へ進学した兄姉に合わせて弟妹が追っかけていくケース、この2つのパターンでの特例ということと考えています。それ以外のケースで特例措置を講じるということは考えていないところです。

(会 長) 合理的配慮という視点も必要かと考えます。一定のルールの中で、みんなが楽しく幸せにできるようにするというのを考えていく。こういうセンシティブな内容、細かい内容というのは、いろんな方が色々な思いを持つんですけども、みんなが納得できる折衷案というところでやっぱり決めていかないといけないと思います。ごく一部の人の意見で、大きく変わってしまうようなことはあってはならないというふうに思いますが、その一部の人の意見というのも聞いて、きちっと尊重して、もし本当に困り感があるのであれば、そこに対応していかなければいけないということだと思います。それでは(4)について他にありますか。

(委 員) 確認しますが、この学区の変更というのは、令和8年度中学に入学する生徒からそうなるかと捉えていいのか、それとも令和8年度から学区が変わることなのか。例えば、南部小から一中に進学していた子が、2年生に上がるときに令和8年を迎える場合に南西中に行くことになるということで、学区変更のタイミングで一中から南西中へ転校することになるのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局) 通学区域の変更については、令和8年度に入学する子ども達から、変更後の通学区域の学校に進んでいただく想定です。令和6年度と令和7年度に現在の学区で各中学校に入学された子ども達については、令和8年度に(仮称)北中と(仮称)南西中にそれぞれ移行することになります。二中の子ども達は(仮称)南西中の3年生になって、南西中から卒業することになり、(仮称)北中についても、四中に令和6年度、令和7年度に入学した子ども達は、令和8年度を境に(仮称)北中に移行し、そこを卒業されるという形になるかと思えます。

(委 員) そうすると在学中に学区が変わったからといって転校しなければならない、あるいは転校できるというものではないということでしょうか。

(事務局) そのとおりです。

(会 長) 他に(4)をお願いします。

(委 員) 私から補足ですが、本校でも確認したところ、そのような兄弟姉妹が別になるケースというのは本当に稀でして、資料にはいろいろなパターンがありますが、そ

ういう家庭が多くあって非常に混乱するというような状況にはないところです。

(会 長) 貴重な情報ありがとうございました。他に(4)でよろしいですか。

(会 長) それでは(5)に入ります。諮問内容に関する検討ということですが、諮問内容については、先ほど全委員の方から、基本的にこの通学区域の変更でよいだろうということで確認をさせていただきました。そのうえで、そういう形でやるとなったときに、様々な配慮するところがあるのではないか、気を使わないといけないところがあるのではないかということかと思えます。それは、先ほどご意見が出たように、自転車通学の件など様々あると思えます。この会議では、この答申内容については、これで良いという前提に立った上で、それでは、こんなことに気をつけてあげると子ども達にとって良いのではないかということについてお話を進めていくというふうにしたいと思えます。もしご意見等があれば出していただければと思えます。次回も様々ご意見を出していただけるような形にして、それを答申にまとめるというようにできればいいかと思っているところです。

それでは、もし今の段階で何か気づいたということがありましたら、お願いしたいと思えます。

(委 員) 先ほどご意見がありました。私の方からも同様の意見をさせていただきます。私の家は一中のすぐ近くですが四中学区になります。これは私が中学生であった30年前から全く変わらずというところで、私のときはそういうものだと思って諦めていました。私の子どもが四中に上がる際に、やはり交通量の問題などといった面で非常に不安があるということで、教育委員会に相談に伺いましたが、学区外通学許可基準の許可基準に該当しないとして許可はされませんでした。それはそれでやむを得ないとは考えますが、やはり親の気持ちとしては、一中と四中では3倍以上の距離があるということで、教育委員会が考える合理的な理由ももちろんあるかと思えますが、保護者として考えた場合にそれが合理的なのかっていうところも酌んでいただくと大変やさしいかなとは思えます。先ほど自転車通学の話がありましたが、やはり必ずこれまでの学校の方が近かったというパターンもあると思えます。同じような思いをする親御さんがいらっしゃらない方がよいかなと思えますので、そういったところに若干の含みを持たせてあげることがあれば大変ありがたいかなと思えます。

(会 長) やはり遠いということに対して、何か配慮できることはないですかというようなご意見と捉えてよろしいでしょうか。

(委 員) そのとおりです。

(会 長) わかりました。他に何かありませんか。

(委 員) 例えばですが、学区外通学許可基準の6番目の「その他」について、いろんな思いのある保護者もいるので、そういったところにも配慮できるような、学区外通学許可基準の「その他」をもう少し柔軟に考えることはできないでしょうか。

(会 長) 通学区域に関してでしょうか。

- (委員) 興譲小学校はすべて第一中学校になるわけですが、いろんな意見がありますので、「その他」にある上記以外の特別な事情という理由によって、近い学校にも行けるような形にできないでしょうか。
- (事務局) 学区外通学許可基準については、学区外の許可対象を定型化して分かりやすくお示ししたものになります。基準の「その他」については、ここに掲げた事由以外に想定外のものがあるということで、ここに列挙したものよりも、さらに特段の配慮を要するというふうに思われるものというふうに解釈をして運用させていただいています。適正配置を考えていく中で、学校との距離がどのぐらいが適切なのか、その距離は許容範囲なのかというところは出てくるかと思えます。お住いの場所によって違いは出てきますが、最も遠い地点でも許容範囲内で無理のない通学距離であると判断して、今回の通学区域の変更の諮問をさせていただいたところです。
- (会長) 学区の線を引くと、どうしても近かったり遠かったりということが起きてくるということはやむを得ないと思えます。小中一貫のプランを持っていて、小学校の学区と中学校の学区というのを1つにしていくということを考え合わせると、こういった差というのが出てくると思えます。ただ、それより近いところがあるから、そちらに行けないだろうかという疑問が生まれるのは致し方ないということだと思います。学区がこれでいいとなった時に、通学方法の配慮なんかもあればいいということになるのかなと思えます。そういうことも含めて、次回も話し合いができればと思います。以上で本日の協議は閉じさせていただきます。